さいたま市

特別養護老人ホーム

入所の手引

令和４年３月30日　作成

保健福祉局長寿応援部介護保険課

事業者係　施設整備担当

目次

【本編】

[１．作成にあたって 3](#_Toc99472832)

[２．基礎知識 4](#_Toc99472833)

[２－１．特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）とは 4](#_Toc99472834)

[２－２．入所対象者 4](#_Toc99472835)

[２－３．特例入所の要件 4](#_Toc99472836)

[２－４．入所の申込みにあたっての注意事項 5](#_Toc99472837)

[２－５．入所の申込み 5](#_Toc99472838)

[２－６．入退所の決定 6](#_Toc99472839)

[２－７．特別養護老人ホームの種類 6](#_Toc99472840)

[２－８．特別養護老人ホームの類型 6](#_Toc99472841)

[２－９．利用料金 7](#_Toc99472842)

[３．さいたま市の現状（令和４年１月１日時点） 9](#_Toc99472843)

[３－１．種類及び類型別の施設数及び定員数 9](#_Toc99472844)

[３－２．入所者、待機者及び退所者の状況 9](#_Toc99472845)

１．作成にあたって

　本市の特別養護老人ホームの整備は介護保険事業計画に基づき、さいたま市民の入所待機者の解消を目標に行っており、令和４年１月１日現在で74施設、入所定員6,812人となっています。また、令和３年10月１日時点調査における入所待機者数については791人、65歳以上人口1,000人あたりのベッド数については22.31となっており、指定都市中２位となっています。

一方で、整備により増えた入所定員数に比べ、入所待機者数の減少が鈍化していることが分かっています。

そこで、入所待機者の状況を把握するために市内の特別養護老人ホーム全施設に対して調査を実施しました。結果、「施設の受入れ態勢を超えた医療的ケアを要する入所希望」があること、「経済的に入所が難しい状況でありながらユニット型施設に申込み」があること、「入所判定委員会における順位が下位に留まることで入所順位が回ってこない」こと等があるといった実態が見えてきました。

これは、受け入れる側の施設と入所希望者とでミスマッチが生じているといえます。この背景として、各施設の得意なケア・不得意なケアといった情報が一目で分かるような資料がないことや、その情報にたどり着くために大きな労力を要することが一因であると考えられます。このような状況に置かれた入所希望者が、「施設の事はよく知らないが、ひとまず、入所申込書をたくさん提出して、受かったところに入所しよう。」といった判断をしてしまうことは想像に難くありません。このような申込みによって仮に入所できたとしても、入所希望者が思い描く生活からは遠ざかり、結果的に他施設に転所しなければならないといった事態に陥りかねません。これは、双方にとって多大な負担がかかるものです。

そこで、これから入所を考えている皆さまの参考となるような手引を作成しました。本手引は本編と資料編の２部構成で、本編には特別養護老人ホームに関する基本的な知識及びさいたま市の現状等を示し、資料編には施設の情報や特徴を集約しています。これらを活用することで、効果的な施設選びができるよう目指しています。

入所希望者の皆さまがご自身に合った施設を見つけられるよう、この手引が活用されることを心から願います。

　また、入所の相談や申し込みを受け付ける特別養護老人ホームの職員及び運営法人並びに地域のケアマネジャーの皆さまにおかれましても、本資料を御活用いただき、入所希望者のニーズに沿った施設選びに御協力いただけますと幸いです。

２．基礎知識

２－１．特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）とは

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第２条第２項）

　　入所者の処遇に関する計画に基づき、**可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に**置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、**入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。**

２－２．入所対象者

　　原則、要介護３以上の認定を受けている方で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方が対象となります。また、さいたま市においては、**「さいたま市特別養護老人ホーム入退所指針」（以下、「指針」といいます。）**に基づき、特別養護老人ホームのサービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先的に入所させることとしています。

　　なお、要介護１又は２の認定を受けている方のうち、常時介護を必要とし、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である方については、特例による入所が可能です。

２－３．特例入所の要件

次のいずれかに該当する方をいいます。

ア　認知症である方であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ　知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ　家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ　単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

２－４．入所の申込みにあたっての注意事項

ア　希望施設の見学をお勧めします。

　　施設の内部を見て、そこで働く職員から話を聞いて、ご自身が思い描く生活ができるかどうかを確認するために施設見学をお勧めします。見学の際は、事前に施設に確認をしてください。

　　**※　新型コロナウイルス感染予防対策により、見学できない場合があります**。

イ　十分検討して施設を選んでください。

　　入所の申込みを受け付けるにあたって、原則、施設との面接をする必要があります。申込書を郵送するのみで連絡がつかない方や、入所決定後に入所を保留にされる方がいらっしゃいます。ご家族・ご親族で十分検討して施設を選んでください。

ウ　予約的な申込みは御遠慮ください。

　　令和４年１月１日付けで指針が改正され、申込時点で当面は入所を希望していないなど、申込みの動機が予約的なものは受け付けないこととしています。

　　なお、施設から入所の意向確認があったにもかかわらず、「今すぐ入所を希望しない」といった理由により、入所を断るなどした際には申込みの取下げをお願いされる場合がありますので御了承ください。

エ　入所の申込みには有効期間があります。

　　令和４年１月１日付けで指針が改正され、入所の申込みの有効期限が２年間となりました。入所を申し込んでから２年が経過した場合、施設に継続願を提出する必要があります。

オ　希望する医療的ケアが受けられない場合があります。

　　特別養護老人ホームには嘱託医の配置が義務付けられており、入所者の健康管理を行いますが、長期に渡る治療や、重篤な医療行為等が必要な方の受入れは困難な場合があります。各施設の受入れ状況については、【資料編】で確認することができます。

２－５．入所の申込み

「２－４．入所の申込みにあたっての注意事項」を踏まえ、入所を希望する本人又は家族等が直接、施設に入所の申込みをします。施設は指針に基づき、入所申込みの受付けをします。

２－６．入退所の決定

　施設は指針に基づき、原則として毎月１回程度**【入退所検討委員会**※施設により名称が異なる場合があります。**】**を開催し、入所者及び退所者を決定します。入所者の決定にあたっては、入所の必要性に応じて点数を付け、合計点が高い方を優先的に入所させます。

　　採点項目や各配点については、指針に定めるもののほか、施設が独自で定めている項目もあるため、**詳しくは入所を希望する施設にお問い合わせください。**

２－７．特別養護老人ホームの種類

ア　地域密着型

定員29人以下の施設で、さいたま市に住所を有する方が入所できます。

　　イ　地域密着型以外（広域型と呼ばれるもの）

定員30人以上の施設です。

２－８．特別養護老人ホームの類型

　　ア　従来型

　　　施設全体で設備を共有し、施設に配置される職員が一体となって入所者のケアを行います。居室は１人用の個室から４人用の多床室まで様々です。

イ　ユニット型

在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との馴染みの人間関係を築きながら、家庭的な雰囲気の中で日常生活を営めるように介護する「ユニットケア」を行います。「ユニットケア」とは、個性や生活のリズムを保つための居室と、ほかの入所者や地域との関係を築くためのリビングやパブリックスペースなどのハードと、ユニットごとに配置された職員による、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供というソフトの両面によって成り立ちます。

　（従来型とユニット型のイメージ例）



**※１人室や２人室の場合もあります**

２－９．利用料金

　ア　低所得者の方が施設を利用した場合の居住費・食費の負担軽減制度

　　　所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

　【令和３年度改定版：さいたま市の介護保険P.32より一部抜粋】※次頁同じ

**負担軽減の対象となる方**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **利用者****負担段階** | **所得の状況※１** | **預貯金等の****資産※２の状況** |
| **１** | 生活保護受給者の方等 | 単身：1,000万円以下夫婦：2,000万円以下 |
| 世帯全員が住民税非課税 | 老齢福祉年金受給者の方 |
| **２** | 前年のその他の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方 | 単身：650万円以下夫婦：1,650万円以下 |
| **３-①** | 前年のその他の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方 | 単身：550万円以下夫婦：1,550万円以下 |
| **３-②** | 前年のその他の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方 | 単身：500万円以下夫婦：1,500万円以下 |
| **４****（非該当）** | ・本人が課税者の方・世帯に課税者がいる方 |

　**※１**　住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。ＤＶ防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

　**※２　【預貯金等に含まれるもの】**資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの

　**＊**　第２号保険者（40～64歳の要介護（要支援）認定を受けている方）は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。

　イ　特別養護老人ホームに入所した場合に係る費用

　　左にある 利用料の構成 が自己負担額となります。また、それぞれの費用には基準額等（単位：円）が設けられていますが、実際の費用は施設の加算の取得状況、施設と利用者との契約や各種減額措置によって決定されますので、**詳しくは入所を希望する施設にお問い合わせください。**

**利用料の構成**

**②食費**

**①施設サービス費用**

**（１割～３割）**

|  |
| --- |
| １か月（30日）あたりの施設サービス費（１割負担の場合） |
| 要介護度 | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| ユニット型 | 25,408 | 27,619 | 29,766 |
| 従来型 | 22,813 | 24,992 | 27,138 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 基準費用額（日額） | 利用者負担段階 |
| 第１ | 第２ | 第３-① | 第３-② |
| 食費 | 1,445 | 300 | 390 | 650 | 1,360 |
| 居住費 | ユニット型 | 個室 | 2,006 | 820 | 820 | 1,310 | 1,310 |
| 従来型 | 個室 | 1,171 | 320 | 420 | 820 | 820 |
| 多床室 | 855 | 0 | 370 | 370 | 370 |

**③居住費**

**④その他の**

**日常生活費等**

|  |
| --- |
| ⑴利用者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、嗜好品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者又は家族等の選択により利用されるもの）⑵個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費⑶個人専用の家電製品の電気代⑷個人の希望により購入する新聞、雑誌等の代金⑸理美容代金⑹健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）⑺預り金の出納管理に係る費用⑻私物の洗濯代 |

３．さいたま市の現状（令和４年１月１日時点）

３－１．種類及び類型別の施設数及び定員数

　　さいたま市内における特別養護老人ホームの整備状況は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 施設数（施設） | 定員数（人） |
|  | 従来型 | ユニット型 |
|  | 多床室 | 個　室 |
| 広　域　型 | 70 | 6,761 | 2,118 | 142 | 4,501 |
| 地域密着型 | 4 | 111 | 28 | 1 | 82 |
| 全　体 | 74 | 6,872 | 2,146 | 143 | 4,583 |

３－２．入所者、待機者及び退所者の状況

　　令和３年度に実施した「特別養護老人ホームにおける待機者、入所者及び退所者の状況に関する調査」によると、入所者数、空床数及び入所までの日数については次のとおりです。

　　ア　広域型

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 入所者数（人） | 空床数（人） | 入所までの日数 |
|  | 市民 | 市民以外 |
| ユニット型 | 4,207 | 3,105 | 1,102 | 294 | 76 |
| 従来型多床室 | 761 | 655 | 106 | 21 | 122 |
| 従来型多床室・従来型個室 | 1,363 | 1,232 | 131 | 115 | 143 |
| 全　体 | 6,331 | 4,992 | 1,339 | 430 | 122 |

　　　**※入所までの日数…令和４年１月１日時点の入所者が入所申込みから入所までに要した日のうち、最も数の多い日数を求めたもの。なお、平均値を求めると極端なデータも含めてしまうことから、中央値としている。また、指針で月１回以上、委員会を開催することとしているため、申込から入所までが31日未満の入所者は計算から除いている。以下、同じ。**

　　イ　地域密着型

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 入所者数（人） | 空床数（人） | 入所までの日数 |
|  | 市民 | 市民以外 |
| ユニット型 | 72 | - | - | 10 | 53 |
| 従来型多床室・従来型個室 | 28 | - | - | 1 | 90 |
| 全　体 | 100 | - | - | 11 | 72 |